

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1号に掲げる中型まき網漁業及び佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第4条第1項第8号に掲げる小型まき網漁業について、佐賀県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定めましたので、お知らせします。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
もじゃこまき網漁業	佐賀県玄海海域	5月20日から 6月11日まで	制限なし	制限なし	10隻	①第1種区画漁業権（魚類小割式養殖業）の行使者のうち、ぶり養殖業を営む者 ②佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 ③佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 ④佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 ⑤適切な資源管理を実践できる者 ⑥漁業の生産力の向上に努めようとする者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年4月1日から令和8年4月30日まで